

# 個人情報管理規程

## (趣旨)

第1条 この規程は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号（以下「法」という。）に基づき、株式会社C I 東海（以下「C I 東海」という。）が個人情報の適正な取扱いの確保に関して行う活動を、適正かつ有効に実施するために必要な事項を定める。

## (適用範囲)

第2条 この規程は、C I 東海が行う事業により取得する個人情報の取扱いに関して適用する。

2 C I 東海の雇用管理に関しては、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）（平成28年個人情報保護委員会告示第6号）及び特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）によるものとする。

## (個人情報の保護に関する指針)

第3条 C I 東海は、法、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）及びこの規程を踏まえ、事業活動の特性、規模及び実態を考慮し、個人情報の保護に関する方針を定め、これを遵守するよう努めなければならない。

## (用語の定義)

第4条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。
- (2) 特定個人情報 個人番号（「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律」平成25年法律第27号に指定された番号）をその内容に含む個人情報をいう。
- (3) 個人情報データベース等 個人情報及び特定個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをいう。
  - イ 特定の個人情報及び特定個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの。
  - ロ 電子計算機を用いていない場合であつても、紙面で処理した個人情報及び特定個人情報を一定の規則（例えば、五十音順、年月日順等）に従つて整理・分類することにより、特定の個人情報及び特定個人情報を容易に

検索することができるよう、目次、索引、符号等を付し、他人によって容易に検索可能な状態に置いているもの。

- (4) 個人データ 個人情報データベース等を構成する個人情報及び特定個人情報を用いる。
- (5) 本人 個人情報によって識別される特定の個人を用いる。

### (利用目的の特定)

第5条 前条第1号から第4号までに規定する個人情報等(以下「個人情報等」という。)の取扱いに当たっては、C I 東海において個人情報の利用の目的(以下「利用目的」という。)は、本人が一般的に想定できる具体的なものに特定する。

### (利用目的の制限)

- 第6条 個人情報等の取扱いに当たっては、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えてはならない。
- 2 合併その他の事由により事業を承継することに伴い個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前の当該個人情報等の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報等を取り扱ってはならない。

### (取得に際しての利用目的の通知等)

- 第7条 第4条第1号に規定する個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を本人に通知し、又は公表しなければならない。
- 2 第4条第2号に規定する特定個人情報を取得する場合及び契約書等の書面に記載された当該本人の特定個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人にその利用目的を明示しなければならない。

### (安全管理措置)

第8条 C I 東海は、個人データの取扱いにおいて、個人データの漏えい等があった場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事業の性質、個人データの取扱状況及び個人データを記録した媒体の性質等に起因するリスクに応じ、個人データの漏えい、滅失又はき損の防止等、安全管理のために必要かつ適切な措置を講ずるものとする。

### (社員の監督)

第9条 C I 東海は、社員に個人データを取扱わせるに当たっては、個人データが漏えい等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事業の性質及び個人データの取扱い状況に起因するリスクに応じ、当該個人データの安全管理が図られるよう、社員に対する教育及び研修等の内容及び頻

度を充実させるなど、必要かつ適切な監督を行うものとする。

#### (委託先の監督)

第10条 C I 東海は、個人データの全部又は一部を委託する場合は、個人データが漏えい等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事業の性質及び個人データの取扱状況に起因するリスクに応じ、委託した個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。

2 C I 東海は、前項の監督を行うに当たっては、適切な者を選定して委託契約を結ぶとともに、当該契約等において次に示す事項について定めるものとする。

- (1) 委託先の個人データの取扱いに関する事項
- (2) 委託先の秘密の保持に関する事項
- (3) 委託された個人データの再委託に関する事項
- (4) 契約終了時の個人データの返却等に関する事項

#### (個人データの漏えい等の措置)

第11条 C I 東海は、取扱う個人データについて、漏えい又は漏えいのおそれが発覚した場合には、次に掲げる措置を適切に実施する。

- (1) 事実関係を調査し、漏えい又は漏えいのおそれを把握した場合には、その原因をあたること。
  - (2) 事実関係に基づき、影響が及び範囲を特定すること。
  - (3) 第1号の規定で究明した原因を踏まえ、再発防止策を検討し、速やかに実施すること。
  - (4) 影響を受ける可能性のある本人へ速やかに連絡し、又は本人が容易に知り得る状態に置くこと。
  - (5) 事実関係及び再発防止策等について、速やかに公表すること。
- 2 C I 東海は、漏えい又は漏えいのおそれが発覚した場合には、事実関係及び再発防止策等について、速やかに国土交通大臣に報告するよう努めなければならない。

#### 附則

この規程は、平成18年10月1日より適用する。

この規程は、平成26年 9月1日より適用する。

この規程は、平成31年 4月1日より適用する。